

四半期報告書

(第88期第1四半期)

自 平成25年4月1日

至 平成25年6月30日

蛇の目ミシン工業株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	7
1 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) ライツプランの内容	7
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(6) 大株主の状況	7
(7) 議決権の状況	8
2 役員の状況	8
第4 経理の状況	9
1 四半期連結財務諸表	10
(1) 四半期連結貸借対照表	10
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	12
四半期連結損益計算書	12
四半期連結包括利益計算書	13
2 その他	17
第二部 提出会社の保証会社等の情報	18

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月9日
【四半期会計期間】	第88期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
【会社名】	蛇の目ミシン工業株式会社
【英訳名】	JANOME SEWING MACHINE CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 眞壁 八郎
【本店の所在の場所】	東京都八王子市狭間町1463番地
【電話番号】	042(661)3071
【事務連絡者氏名】	経理部長 大島 毅之
【最寄りの連絡場所】	東京都八王子市狭間町1463番地
【電話番号】	042(661)3071
【事務連絡者氏名】	経理部長 大島 毅之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第87期 第1四半期 連結累計期間	第88期 第1四半期 連結累計期間	第87期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高（百万円）	9,340	9,600	38,652
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	448	△389	455
四半期（当期）純利益又は四半期純損失（△） （百万円）	226	△581	88
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	△251	△309	1,501
純資産額（百万円）	14,620	16,038	16,373
総資産額（百万円）	49,110	50,581	50,183
1株当たり四半期（当期）純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額（△）（円）	1.17	△3.01	0.46
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期） 純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	28.8	30.7	31.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため、また、第88期第1四半期連結累計期間については、1株当たり四半期純損失が計上されているため記載しておりません。

4. 「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 会計方針の変更等」に記載のとおり、第87期第3四半期連結会計期間より未実現利益の消去方法を変更しています。この変更に伴い、第87期第1四半期連結累計期間について遡及処理後の金額を記載しています。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

前第3四半期連結会計期間より会計方針の変更を行っており、遡及処理後の数値で前年同四半期比較を行っております。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の世界経済は、先進主要国では財政緊縮の影響から景気回復が遅れ、中国、インド、ブラジルなど新興国経済もその影響を受けて、輸出減や設備投資の伸び悩みなどから成長が鈍化しました。わが国経済においては、アベノミクスによる株価回復や円高の是正により民間需要に一部底打ちの兆しが見え始めたものの、世界経済の回復遅れの影響もあり、景気は緩やかな上昇にとどまりました。

ミシン業界では低価格化競争の激化を受け原価率が高止まりしている状況下、当社グループは意思決定の迅速化を図り、喫緊の課題であるコストダウンを実現させるべくジャノメ台湾(株)に海外ミシン生産の管理機能を移管いたしました。今後は収益面での改善が期待できるものの、当第1四半期においては営業外費用として事業再編損を計上したこともあり、総売上高は9,600百万円(前年同四半期比2.8%増)、営業利益は166百万円(前年同四半期比64.9%減)、経常損失は389百万円(前年同四半期は448百万円の経常利益)、四半期純損失は581百万円(前年同四半期は226百万円の四半期純利益)となりました。

セグメント別の概要は、次のとおりであります。

家庭用機器事業においては、国内外の市場におけるシェア拡大へ注力したものの競争激化の影響を受け、当第1四半期の家庭用ミシンの売上台数は約46万台(前年同四半期比約2万台減)となりました。売上高は円安の影響もあり7,883百万円(前年同四半期比7.4%増)となりましたが、円安に伴う海外子会社での原価・販管費の増加から営業利益は75百万円(前年同四半期比72.6%減)となりました。

産業機器事業におきましては、国内市場及び中国や東南アジアの新興国市場に重点をおき、携帯電話等の情報端末機器や自動車部品などの製造関連企業を中心に積極的な販売活動を展開しておりますが、新興国市場の景気減速に伴う設備投資の減少等から、卓上ロボット・エレクトロプレスの販売は前年同期を下回り、売上高は1,069百万円(前年同四半期比21.1%減)、営業利益は77百万円(前年同四半期比65.5%減)となりました。

ITソフト開発を含むその他事業の売上高は、647百万円(前年同四半期比0.6%増)となり、営業利益は8百万円(前年同四半期は29百万円の損失)となりました。

財政の状態は、次のとおりであります。

当第1四半期末の総資産は50,581百万円(前連結会計年度末比397百万円増)となりました。

資産の部では、流動資産が受取手形及び売掛金、商品及び製品の増加等により20,607百万円(前連結会計年度末比436百万円増)となりました。固定資産は減価償却による減少等により29,973百万円(前連結会計年度末比38百万円減)となりました。

負債の部は、流動負債が支払手形及び買掛金、事業再編引当金の増加等により16,992百万円(前連結会計年度末比1,004百万円増)となり、固定負債は長期借入金の減少等により17,549百万円(前

連結会計年度末比272百万円減)となりました。

純資産の部は、利益剰余金の減少等により16,038百万円(前連結会計年度末比334百万円減)となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

①基本方針の内容の概要

当社は、公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株券等に対する大量買付行為があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きが顕在化しております。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社取締役会は、下記の取組みは、下記イ)記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上するべく十分に検討されたものであることから、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

イ) 企業価値向上に資する取組み

当社は、大正10年に創業し、日本国内で初めてミシンの国産化を成し遂げて以来、「世界の人々の豊かで創造的な生活の向上を目指す」「常に価値ある商品とサービスの提供を通じて社会、文化の向上に貢献する」という企業理念に基づき、企業価値の向上に取り組んでおります。

昭和39年には蛇の目ミシン技術研究所を設立、昭和54年には国産初のコンピュータミシンを発売したのをはじめ、常に家庭用ミシン業界のリーダー的存在として、製品開発力、技術力を生かした新製品を提供してまいりました。さらに平成2年には24時間風呂「湯名人」シリーズを発売、優れた技術と製品の利便性の高さから、お客様の支持を得て、同市場では高いシェアを維持しております。さらに家庭用ミシンの生産で培った先進技術をベースに、「卓上ロボット」「エレクトロプレス」などの産業用機器を開発、携帯電話等の情報端末機器や自動車関連企業など生産現場の省力化と高度な品質管理が求められる企業に向けて、積極的に販売活動を展開しております。企業の生産拠点が海外へシフトしている状況に対応すべく、各拠点の販売・サービス体制の拡充にも注力しております。

当社グループの企業価値の源泉は①技術力と経験、②マーケティングと開発力、③ブランド、④販売力、⑤人材等にあると考えています。

具体的には、第一に、90年以上の歴史を通じて蓄積してまいりました技術と経験を生かして、多くの製品群を提供、第二に、世界各地の市場から効率的なマーケティングにより得た情報を活かした魅力的な製品の開発、第三に、90年以上にわたる歴史と高い技術力に支えられた家庭用ミシ

ン・産業機器における「JANOME」ブランド、第四に、直営支店・代理店・量販店等を通じた堅固な国内販売網と販売子会社・現地代理店等の海外販売網、第五に、これまで述べました「技術・経験」、「開発力」、「ブランド」、「販売力」を具体的に担う人材群です。

当社は引き続きグローバルシェア拡大を図るとともに、お客様をはじめ株主の皆様にとってかけがえのない企業を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。

ロ) 中期的な経営課題への取組み

世界経済が目まぐるしく変化する近時、当社グループは、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくため、中期経営計画を策定し、収益力の高いグローバル企業を目指して、将来の成長事業に経営資源を集中する方針の下、主要な目標として次の3つを掲げ取り組んでまいります。

- (1) 低コスト体質の確立
- (2) 営業利益率10%の達成
- (3) 生産体制の強化

上記目標達成に向け、次の基本方針に基づき対応いたします。

① 成長が期待できる事業・市場へ経営資源を重点注力

ミシン事業は成長の要となる海外市場に重点を置き、産業機器事業とあわせ、両事業部門に経営資源を投入してまいります。

② 製造コスト、販売・管理コスト削減による収益基盤の再強化

グローバルな競争の激化が想定される中、ミシン生産に関わる生産管理・購買管理・生産技術業務機能を台湾の生産拠点に移管、一層のコストダウンに取り組んでまいります。また、部門間の重複業務の削減、不要業務の廃止などにより販売・管理コストの削減を推進します。

③ 開発力の強化、スピードアップの追求

開発方針を明確化し、開発テーマの絞込み、製品のシリーズ化、部品の共用化を推進するなど効率的な開発体制を構築します。

④ 将来に向けた生産体制の再構築

新興国向けミシン販売増加を見据え、タイにおける生産台数を現在の120万台から3年後150万台への生産体制を構築します。

ハ) コーポレート・ガバナンス体制の徹底

当社及び当社グループでは、企業の社会的責任を果たすにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であるとの認識のもと、各ステークホルダー（利害関係者）の皆様と健全で良好な関係を維持しつつ、業務の適正化、財務報告の信頼性を確保する体制を構築しています。

取締役会においては、経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。取締役会の下には、常務会を置き、重要事項について審議するとともに、特に重大な案件につきましては取締役会に上程し意思決定しております。各部門における諸課題につきましては、執行役員以上をメンバーとする経営戦略会議において、十分な検討・協議等を行っております。また、グループ全体の経営の適正化をより推進するため、国内グループ各社の社長会を定期的に開催し、グループ各社の業務執行に関する情報交換及びコンプライアンス経営についての意思統一を図っております。海外グループ各社につきましては、定期的に国際会議を開催し、情報の共有化と業務の適正化を図っております。

監査役監査につきましては、監査役5名のうち3名を当社と利害関係を持たない独立性の高い社外監査役で構成しております。そのうち1名は公認会計士、1名は弁護士を選任しており、監査役会等を通じて、厳正な監査を行っております。また、監査役、内部監査室及び会計監査人は、適時、相互連絡を行い、情報の共有化・連携を図っております。

その他、コンプライアンス委員会、PL（製造物責任）委員会、内部通報委員会、個人情報管理委員会、リスク管理委員会を設置し、充実したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

イ) 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

当社は、大量買付行為（下記ロ）で定義されます。）が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（下記ロ）で定義されます。）及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社取締役会は、このような考え方に立ち、平成25年5月10日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入を決定し、平成25年6月21日開催の当社第87回定時株主総会にて、本プランの導入は、株主の皆様より承認、可決されました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

ロ) 本プランの対象となる行為

本プランの対象となる行為は、概ね、当社株券等の20%以上の買付けその他の有償の譲受け又はこれらに類似する行為（以下「大量買付行為」といいます。）であり、本プランは、大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行い又は行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、事前に株主の皆様及び当社取締役会による当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、かつ、株主の皆様及び当社取締役会による当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のために必要な一定の期間を確保した上で、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、また、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示するなどの対応を行うための手続を定めております。

ハ) 対抗措置の概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様へ無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

ニ) 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定める

ルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

ホ) 株主総会の開催

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様を意思を確認することができるものとします。また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様を判断に従うものとします。

ヘ) 情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるに当たって、大量買付行為があった事実、大量買付者から大量買付行為の内容の検討に必要な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、株主総会開催の決定・株主総会決議の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

④本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

イ) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

ロ) 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

ハ) 株主意思を重視するものであること

ニ) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

ホ) 合理的な客観的要件を設定していること

ヘ) 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

ト) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

なお、買収防衛策の詳細につきましては、当社のホームページ (<http://www.janome.co.jp>) をご参照ください。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、361百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	450,000,000
計	450,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	195,214,448	195,214,448	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	195,214,448	195,214,448	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年4月1日 ～ 平成25年6月30日	—	195,214	—	11,372	—	823

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,893,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 193,192,000	193,192	—
単元未満株式	普通株式 129,448	—	—
発行済株式総数	195,214,448	—	—
総株主の議決権	—	193,192	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が25,000株(議決権個数25個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 蛇の目ミシン工業株式会社	東京都八王子市狭間町 1463番地	1,893,000	—	1,893,000	0.97
計	—	1,893,000	—	1,893,000	0.97

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,580	5,230
受取手形及び売掛金	6,183	6,432
商品及び製品	4,602	4,898
仕掛品	501	636
原材料及び貯蔵品	2,598	2,551
その他	849	1,019
貸倒引当金	△146	△161
流動資産合計	20,170	20,607
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,216	6,185
土地	15,878	15,888
その他（純額）	2,588	2,563
有形固定資産合計	24,683	24,637
無形固定資産		
のれん	505	469
その他	1,376	1,442
無形固定資産合計	1,882	1,912
投資その他の資産	※ 3,446	※ 3,423
固定資産合計	30,012	29,973
資産合計	50,183	50,581
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,861	3,287
短期借入金	10,243	10,157
未払法人税等	272	162
賞与引当金	417	193
事業再編引当金	92	365
その他	2,100	2,827
流動負債合計	15,987	16,992
固定負債		
長期借入金	8,119	7,906
再評価に係る繰延税金負債	4,420	4,420
退職給付引当金	4,572	4,537
その他	711	685
固定負債合計	17,822	17,549
負債合計	33,810	34,542

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,372	11,372
資本剰余金	823	823
利益剰余金	△1,846	△2,427
自己株式	△324	△324
株主資本合計	10,024	9,443
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	131	214
繰延ヘッジ損益	△7	△7
土地再評価差額金	6,572	6,572
為替換算調整勘定	△885	△697
その他の包括利益累計額合計	5,810	6,081
少数株主持分	537	513
純資産合計	16,373	16,038
負債純資産合計	50,183	50,581

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	9,340	9,600
売上原価	5,533	5,911
売上総利益	3,806	3,689
販売費及び一般管理費	3,332	3,523
営業利益	473	166
営業外収益		
受取利息	5	5
受取配当金	14	19
為替差益	115	—
その他	38	24
営業外収益合計	173	49
営業外費用		
支払利息	94	88
為替差損	—	48
事業再編損	90	※ 450
その他	13	17
営業外費用合計	198	605
経常利益又は経常損失(△)	448	△389
特別利益		
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	—	4
特別利益合計	0	4
特別損失		
固定資産除売却損	3	6
投資有価証券評価損	10	—
特別損失合計	14	6
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	434	△391
法人税、住民税及び事業税	150	131
法人税等調整額	50	53
法人税等合計	200	185
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	234	△576
少数株主利益	7	4
四半期純利益又は四半期純損失(△)	226	△581

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	234	△576
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10	82
繰延ヘッジ損益	△0	0
為替換算調整勘定	△495	183
その他の包括利益合計	△485	266
四半期包括利益	△251	△309
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△226	△310
少数株主に係る四半期包括利益	△24	0

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(未実現損益の消去方法の変更)

前連結会計年度の第3四半期連結会計期間において、未実現損益の消去計算に用いる為替相場を、決算時の為替相場から、資産保有期間に基づいて計算した平均相場に変更しております。

このため、当連結会計年度に属する四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられます。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
投資その他の資産	74百万円	75百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※ 事業再編損

当社は、中期経営計画に基づき、国内営業体制の整備を進めており、その一環として、前払式割賦販売業務の廃止を前提とした月掛予約契約の解消を図っております。

当初予定していた契約者への問合せ作業は前連結会計年度末で概ね終了してはいたしましたが、当連結会計年度中での調査・返金業務の完了及び前払式割賦販売業務の廃止をより確実なものとするため、当初実施した調査で問合せに対し返答のなかった契約者及び解約手続きが中断している契約者に対して再度のはがき等による問合せを実施しております。

これに伴い、調査費用と将来の返金見込額を見直し、当第1四半期連結会計期間で、450百万円を事業再編損として営業外費用に計上いたしました。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	236百万円	267百万円
のれんの償却額	41	36

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	家庭用機器	産業機器	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,341	1,355	8,697	643	9,340
セグメント間の内部 売上高又は振替高	10	175	186	258	445
計	7,351	1,531	8,883	902	9,785
セグメント利益又は損失(△)	274	225	499	△29	470

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ITソフトウェア・情報処理サービス、不動産賃貸等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	499
「その他」の区分の損失(△)	△29
セグメント間取引消去	3
四半期連結損益計算書の営業利益	473

II 当第1四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	家庭用機器	産業機器	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,883	1,069	8,953	647	9,600
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9	239	248	216	465
計	7,892	1,309	9,202	863	10,065
セグメント利益	75	77	152	8	161

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ITソフトウェア・情報処理サービス、不動産賃貸等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	152
「その他」の区分の利益	8
セグメント間取引消去	4
四半期連結損益計算書の営業利益	166

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度の第3四半期連結会計期間より、未実現損益の消去計算に用いる為替相場を、決算時の為替相場から、資産保有期間に基づいて計算した平均相場に変更しております。

なお、当第1四半期連結累計期間の比較情報として開示した前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の利益又は損失の算定方法により作成しており、前連結会計年度の第1四半期連結累計期間に開示したセグメント情報の利益又は損失の算定方法との間に相違がみられます。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)	1円17銭	△3円1銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(百万円)	226	△581
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(百万円)	226	△581
普通株式の期中平均株式数(千株)	193,321	193,320

- (注) 1. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、また、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 「会計方針の変更等」に記載のとおり、前第3四半期連結会計期間より未実現利益の計算方法を変更し、遡及適用しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月9日

蛇の目ミシン工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯浅 信好 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市瀬 俊司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている蛇の目ミシン工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、蛇の目ミシン工業株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。